

令和7年分 紙面申告書(扶養控除等)(異動)

(1) 申告についてのご注意
 この申告書は、支払の最初の給与を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
 (2) この申告書には記載すべき事項が今例6点においてその給与の支払者を縦出しで提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「簡易な申告書」といいます。)を提出することができる(表記です)。
 簡易な申告書に提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた(記載例)をご確認ください。
 (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後のように上から給与の払を受け、「」の形から受けける給与だけでは算入控除対象額領者について控除を受けける配当者(特別控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象額領者や控除対象扶養控除を分けて他の給与の支払者に於て記載する給与についての扶養控除申告書)を提出することができます。
 (4) 申告書においては、扶養控除又は(特別控除)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の扶養控除申告書」又は「給与所得者の扶養控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

(1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、前回に提出した申告書に記載した事項がない旨を赤白等で記載してください。

(2) 「あなたの個人番号」欄には、それぞれ、「あなたの、瀬戸内控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）」を記載する必要がありますが、一定の要件の下、

(3) 「給与の支払者(個人の法人等)の記入欄には、細かい印字より押して、給与の支払者に記入して下さい。」(個人番号)を記載してください。

(4) 「主たる給与」を提出した給与の支払者から受けける給与をいい、「主たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受け取る給与をいいます。

(5) 控除対象扶養親族が同居老人親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老人親等」に、同居老人親等以外の老人扶養親族であるときは、「その他」にチェックを付けてください。

(6) 「令和7年中の所得の累積額」欄には、收入金額等から必要な経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種

類が給付してある場合である。金額から給付所得控除額を控除した金額となります。(例えば、現金年額が161万円、9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします)まで)を差し引いた金額が給付所得控除額となります。

なお、非課税とされる退職金などの所得、退職金分離課税等が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、源泉税控除控除調整や扶養親族等の判定の基礎となる新規格には含まれません。個別には会員登録欄に印字してください。また、陸海空対象扶養親族が既婚者である場合に、非居住者である親類との間に印字してください。また、陸海空対象扶養親族が既婚者である場合に、非居住者である親類との間に印字してください。

(7) 親類が非居住者であり、その非居住者は65歳以上、30歳未満である場合は、70歳以上である場合には、非居住者である親類の

(8) 「生計費」を一括で記載してください。
「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が「30歳以上」「70歳以上」又は「30歳未満で一定の要件を満たす人(下記4(5)項で該当する人)」である場合には、「留学生」「障害者」又は「35歳以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください。(2以上)に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せざかつ、現在まで引き続いで1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
したがって、旅館対象扶養親族が非居住者である場合には、年額調整時に、令和7年中にその親族に送金等を

(9) 「隠匿者又は被労害学生の内情」、監督の状況又は交付を受けている被労害学生など隠匿者(特別隠匿者)に該当する事実。その人が同一生計扶助又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別隠匿者のときは両者のうち、マイナンバー)。(輸入者等)、住所又は居所、「年齢又は「あなた様」などの端末での見分け(これらのことのうち、「収容施設対象者登録番号」、監督又は「あなた様」に関する情報)欄に該当する事実。

この事項については、既名除き、扶養料を省略します。
また、当該同一生計配当者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配当者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年未満時において記載します)、
(勤労生徒……学年名)と入学年月日及び令和7年中の所得の精算との見解を
□

(10) あなたの方へ、お手に取らせて貰うことは、この種の記載を差し控えます。ある同一生前配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族等を複数名で扶養義務等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載ください。

(11) 「住民税」に関する事項、欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り

親族「欄」(非住居者である親族)欄を記載した場合には、トド³(乙)の確認用紙を令付8号3月16日までに住所所在の市町村に提出しなければならぬ場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

④ 扶養親族等の範囲

① 同一生活配偶者 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生活を一緒にする配偶者（青色事業選定者として給与の支払を受ける人及び白色事業選定者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人

② 陸海空乗組員者 ①の同一生活配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

(③) 源泉控除対象配当者：所得者（令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人間に限ります。）と見計を一にする配当者（青色事業主従者として給与の支給を受ける人及び白色事業主従者を除きます。）、令和7年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合、給与の収入金額が150万円以下）の人。

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配当者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

〔⑨扶養親族〕 所得者と生計を一にする親族（配偶者、子供）等で、扶養親族として算入する場合に該当する人です。児童福祉法の規定による里子又は老人扶養法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人です。

〔⑩被扶養者扶養親族〕 ④の扶養親族のうち、次の場合は区分に応じ、それぞれ次に該当する人です。
扶養親族が高齢者・障害者・年齢以上の者（平成28年1月1日以前に生まれた人）
扶養親族が非障害者の場合 次のいずれかに該当する人

(4) 年齢16歳以上・30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）
 (5) 年齢16歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）
 (6) 年齢30歳以上・70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内外に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中ににおいて生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上・23歳未満の人（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）

【⑦老人扶養親族】⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）

④同居老人等) ⑦の老人扶養額のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいと子との同居を常規としている人

⑨障害者(特別障害者) 所得者本人又はその①の同一生活圏内又は④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
精神上の障害により判断を弁識する能力を失くし常にある人、……全て特別障害者になります。

精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。特別
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別
セ 障害者になります。
一 晴眼疾患のため仕事を持っている人……このうち、障害の程度が医療扶助専算1品目ノ2の禁錆項から第三項までで

人は、特別障害者になります。
原子爆弾被爆者に対する接護を要する法律の規定による「原生勞働大臣の認定を受けている人」……全て特別障害者になります。
常に接護を要し、接護しながら介護する人……全て特別障害者になります。
精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から「イ」又は二に準ずる障害があると認定されている人……このうち、「イ」又は二の特別障害者と同程度の障

者がある人は、特別障害者になります。

夫との収入金額が6,777万円以下、かつ、その所得者と夫婦関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(④)ひとり親に該当する人を除きます。)夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養義務を有する人夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

(2)ひとり親等、所得者本人で、次の全てに該当する者のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事業上継続関係と同様の事情がある者か、ないかにより辨別をしていない人の又は配偶者の生年が明らかでない人口の親等者と併せて1人とする。その親等者と併せて1人とする配偶者又は(1)の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所得額の見積額が500万円以下の者に限ります。)を有する

(1) **勤労学生** 所得者本人で、次の全てに該当する人
イ 高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は准所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

◎(1)の申請の届けに当たっては、裏面の説明をお読みください。



○ 捨除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

○ 捨除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)	添付書類(※)
地 震 保 険 料 等	(注) 1 平成18年度の税制改正の所定税率第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、前保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらとの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限り、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。	(注) 1 平成18年度の税制改正の所定税率第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、前保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらとの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限り、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。	左記⑥の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年基金が発行した証明書類⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。
社 会 保 険 料	2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになつてゐる次のようないふな保険料で、あなたが本年内に支払つたものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。） ③ 高齢者医療の保険料（後期高齢者医療制度の保険料） ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など	左記⑥の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年基金が発行した証明書類⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。

○ 捨除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)	添付書類(※)
生 命 保 険 料	生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付するためのものも含みます。）ことなどに基づいて医療費を支払つたこと、あるいは病弱若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払つたこと、あるいは既にして保険料が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年内中に支払つた保険料や掛金をいいます。 なお、捨除の対象となる保険料や掛け金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによつて、捨除の対象となるもののかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。	生命保険会社等が発行した証明書類 （注）1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額（最高120,000円）となります。 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧」欄の記載に当たつては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方で囲んでください。 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の金てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限ります。 また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく保険金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいすれかとします。	（注）1 平成23年12月31日以前（旧保険料等） 旧生命保険料 - 個人年金保険料 新個人年金保険料 （注）2 契約締結日 平成23年12月31日以前（新保険料等） 新生命保険料 - 介護医療保険料 新個人年金保険料
地 震 保 険 料 等	地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生じた人の生活に通常必要な財産を保護又は其の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、壊滅又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によつて生じた損害の額を支払う保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年内に支払つた保険料や掛け金のうち地震等損害部分の保険料や掛け金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。	損害保険会社等が発行した証明書類 （注）1 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、あなた又はあなたと生じた人の生活に通常必要な財産を保護又は其の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、壊滅又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によつて生じた損害の額を支払う保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年内に支払つた保険料や掛け金のうち地震等損害部分の保険料や掛け金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。	独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種公済契約を除きます。）に基づく掛け金 ② 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛け金 ③ 確定拠出年金法に規定する公团年金加入者掛け金 ④ 地方公共団体が条例の規定により積立又は身体に障害がある者に関する実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛け金 （注）給付から差し引かれた小規模企業共済等掛け金は、改めてこの申告書に基づく一定の前納（法令の規定に基く一定の前納を除きます。）のものを含めていいないとご確認ください。

証明書類の添付箇所

まで提出する。提出することを条件として捨除を受けることができます。

※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。

保 1) に基づいてあなたが本年内に支払つた保険料や掛け金（以下「旧長期損害保険契約等」といいます。）については、地震保険料控除の対象とするこ ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等の契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

保 2) に基づいてあなたが本年内に支払つた保険料や掛け金（以下「旧長期損害保険契約等」といいます。）については、地震保険料控除の対象とするこ ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等の契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

令和8年2月2日

令和8年分 紙と所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等		(フリガナ)		あなたの生年月日 年・令・月 年 月 日		従たる給与についての扶養親除等申告書の提出	
税務署長		あなたの氏名		世帯主の氏名		提出して下さい。	
給与の支払者 の法人(個人)番号		※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの個人番号		提出して下さい。	
給与の支払者 の所在地(住所)				あなたの住所 (郵便番号 - - -)		提出して下さい。	
市区町村長						提出して下さい。	
以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。							
区分等		(フリガナ) 個人番号		生年月日		非居住者である親族(注1)	
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) 個人番号		生年月日		住所又は居所	
1 源泉控除親族(16歳以上)(平23.1.1以前生)		明・大昭・平		令和8年中の所得の見積額		異動月日及び事由	
2 源泉控除親族(16歳以上)(平23.1.1以前生)		明・大昭・平		16歳以上30歳未満又は70歳以上		令和8年中の所得の見積額があつた場合に記載してください。	
3 源泉控除親族(16歳以上)(平23.1.1以前生)		明・大昭・平		留学 障害者 38万円以上の支払		提出して下さい。	
4 源泉控除親族(16歳以上)(平23.1.1以前生)		明・大昭・平		16歳以上30歳未満又は70歳以上		提出して下さい。	
C ひとり親又は勤労学生		障害者		留学 障害者 38万円以上の支払		提出して下さい。	
D 控除を受ける扶養親族等		障害者		16歳以上30歳未満又は70歳以上		提出して下さい。	
○住民票に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)							
16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)		氏名		生年月日		異動月日及び事由	
退職手当等を有する扶養親族・特定親族		(フリガナ) 個人番号		生年月日		異動月日及び事由	
1						※「令和8年中の所得の見積額」欄を記入した所持の見届けを記載します。	
2		(フリガナ) 個人番号		生年月日		※「令和8年中の所得の見積額」欄を記入した所持の見届けを記載します。	
主たる給与から控除を受ける							
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての注意」等を記載のしかたはこちら		◎お読みください。		◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての注意」等を記載のしかたはこちら		◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての注意」等を記載のしかたはこちら	
<p>□障害者</p> <p>区分等 残当者 本人 同一生活扶養親族 □寡婦</p> <p>一般の障害者 (人) □ひとり親</p> <p>特別障害者 (人) □勤労学生</p> <p>同居特別障害者 (人)</p> <p>※「障害者や勤労学生」「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除扶養親族等申告書の範囲」をご確認ください。</p> <p>上の該当する項目及び欄にチェックを付け、「内には該当する扶養親族の人数を記載してください。」</p> <p>扶養を受ける他の所得者 住所又は居所 氏名 あなたとの続柄 異動月日及び事由</p> <p>D 控除を受ける扶養親族等</p> <p>氏名 続柄 生年月日 住所又は居所 氏名 あなたとの続柄 異動月日及び事由</p> <p>明・大昭・平・合計 明・大昭・平・合計 明・大昭・平・合計 明・大昭・平・合計</p>							
○住民票に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)							
16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)		氏名		生年月日		異動月日及び事由	
退職手当等を有する扶養親族・特定親族		(フリガナ) 個人番号		生年月日		異動月日及び事由	
1						※「令和8年中の所得の見積額」欄を記入した所持の見届けを記載します。	
2		(フリガナ) 個人番号		生年月日		※「令和8年中の所得の見積額」欄を記入した所持の見届けを記載します。	
主たる給与から控除を受ける							



◎ その他の申請書の記載に当たっては、図面の「一 申請行いの件の概要」等を参考されたまし。

◎ そのうちの1か所にしき提出する以上から給与の支払を受けている場合には、そのため提出するもので、2か所以上で扶養義務、障害者手帳などによる場合は受け



